

## 滋賀県公用車広告設置基準

(趣旨)

第1条 この基準は、滋賀県広告等事業実施要綱（以下「要綱」という。）第4条第3項の規定に基づき、公用車における広告の設置に係る基準を定めるものとする。

(設置ができない広告の内容)

第2条 次に掲げる内容の広告は、設置を行うことができない。

- (1) 法令等に違反するものまたはそのおそれがあるもので、例えば次に掲げるもの
  - ア 法令等により製造、販売、提供等を行うことが禁止されている商品またはサービスを提供するもの
  - イ 法令等に基づき必要とされる許可、認可等を受けていない商品またはサービスを提供するもの
- (2) 公序良俗に反するものまたはそのおそれがあるもので、例えば次に掲げるもの
  - ア 暴力、とばく、覚せい剤等の規制薬物の乱用もしくは売春等の行為を推奨し、肯定し、または美化するもの
  - イ 醜悪、残虐、猟奇的である等公衆に不快感を与えるおそれのあるもの
  - ウ 性に関する表現で、露骨、わいせつなものまたは裸体を含むもの
  - エ 犯罪を誘発するものまたはそのおそれのあるもの
  - オ その他社会的秩序を乱すおそれのあるもの
- (3) 人権侵害となるものまたはそのおそれのあるもので、例えば次に掲げるもの
  - ア 人種、性別、心身の障害等に関する差別的な表現その他不当な差別につながる表現等を含み、基本的人権を侵害するものまたはそのおそれのあるもの
  - イ 名誉毀損、プライバシーの侵害等のおそれのあるもの
  - ウ 他人を誹謗し、中傷しまたは排斥するもの
- (4) 政治性または宗教性のあるもので、例えば次に掲げるもの
  - ア 政治団体による政治活動を目的とするものまたはそのおそれのあるもの
  - イ 宗教団体の布教推進を目的とするものまたはそのおそれのあるもの
- (5) 社会問題についての主義主張にあたるもので、例えば次に掲げるもの
  - ア 社会問題に関する意見の表明として個人または団体が行うもの
  - イ 国内世論が大きく分かれているもの
- (6) 誇大または虚偽であるもので、例えば次に掲げるもの
  - ア 誇大な表現、根拠のない表示または誤解を招くような表現を含むもの
  - イ 虚偽の表示を含むもの
- (7) 公衆に不快の念または危害を与えるおそれがあるもので、例えば次に掲げるもの
  - ア 色彩またはデザインが著しくけばけばしく、調和を損なうおそれのあるもの
  - イ 品位を損なう表現のもの
- (8) 青少年の健全育成にとって有害であるものまたはそのおそれがあるもので、例えば次に掲げるもの
  - ア 学校教育法（昭和22年法律第26号）に規定する教育内容に反するなど、学校教育活動に支障を来すおそれのあるもの
  - イ 喫煙を勧奨するもの
- (9) 道路通行上の観点から不相当であるもので、例えば次に掲げるもの

- ア 信号、交通標識等と類似するものまたはこれらの効用を妨げるおそれのあるもの
  - イ 蛍光塗料、反射素材、鏡状のものまたはこれらに類するものを使用するもの
  - ウ 読ませる広告または4コマ漫画等ストーリー性のあるもの
- (10) 内容および責任の所在が不明瞭なもの
- (11) その他広告等として不相当であるもので、例えば次に掲げるもの
- ア 公の選挙または投票の事前運動に該当するものまたはそのおそれのあるもの
  - イ 個人または法人の名称、所在地または連絡先のみを周知を目的とするものおよび年賀、慶弔その他これに類するあいさつを目的とするもの
  - ウ 職業安定法（昭和22年法律第141号）に規定する労働者の募集に係るもの
  - エ 特定の業者に不利益を与えるもの
  - オ 氏名、写真、談話、肖像、商標等を無断で使用し、または著作権等を侵害するおそれのあるもの
  - カ 国、地方公共団体その他の公共機関が、広告主またはその商品もしくはサービス等を推奨、保証、指定等をしているかのような表現のもの
  - キ 債権取立て、示談引受け等をうたったもの
  - ク 加重債務または多重債務を助長するものまたはそのおそれのあるもの
  - ケ 投機または射幸心を著しくあおるもの
  - コ 非科学的なものまたは迷信に類するもので、利用者を迷わせ、または不安を与えるおそれのあるもの
  - サ 各業種の特性を考慮し、消費者保護の観点からふさわしくない表現を含むもの
  - シ その他本県の公共機関としての社会的な信頼性および公平性を損なうおそれのある内容および表現を含むもの

（広告の設置ができない業種および事業者）

第3条 要綱第4条第2項第9号に掲げる内容は、次のとおりとする。

- (1) 特定商取引に関する法律（昭和51年法律第57号）に規定する通信販売または訪問販売を行う事業者。ただし、同法第30条に規定する通信販売協会に加盟している事業者を除く。
- (2) 投資顧問業、抵当証券業、商品先物取引業、金融先物取引業等、利殖を目的とした投資もしくは投機のあつせん、勧誘、募集等を専ら行う事業者
- (3) 結婚相談業、交際紹介業等の業種
- (4) 探偵社、身元調査会社等の業種
- (5) 滋賀県物品関係指名等停止基準その他の滋賀県の機関が定める指名停止等の基準による指名停止または指名の対象外の措置期間中である事業者
- (6) 暴力団員がその経営に実質的に関与している事業者、暴力団の威圧もしくは暴力団員を利用するなどしている事業者または暴力団の維持、運営に協力し、もしくは関与している事業者
- (7) その他本県の公共機関としての社会的な信頼性および公平性を損なうおそれのある業種および事業者

付 則

この基準は、平成30年11月1日から施行する。

付 則

この基準は、令和7年4月1日から施行する。